

別紙添付③

〒 1 0 0 - 8 1 3 3

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 - 1 - 1

大 手 町 パ ー ク ビ ル

三 菱 地 所 株 式 会 社

代 表 執 行 役 執 行 役 社 長

吉 田 淳 一 様

会 社 整 理 ・ 解 散 の 要 求 書

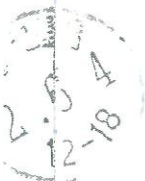
拝 啓 貴 社 益 々 ご 健 勝 の こ と と お 慶 び 申
し 上 げ ま す 。

早 速 で ご ざ い ま す が 、 2 0 0 7 年 5 月 1 8
日 、 貴 社 5 1 % 当 社 4 9 % の 比 率 で 基 金 を
提 供 し て 設 立 し た 御 堂 筋 共 同 ビ ル 開 発 有
限 責 任 中 間 法 人 (後 に 社 名 変 更 、 別 途 郵 送
の 謄 本 ご 参 照) 同 時 に 同 中 間 法 人 が 1 0
0 % 出 資 の も と 、 貴 社 が 特 定 資 産 管 理 処 分
受 託 者 (以 下 「 特 管 者 」 と い い ま す) と し
て 御 堂 筋 共 同 ビ ル 開 発 特 定 目 的 会 社 (以 下
「 T M K 」 と い い ま す) を 設 立 し 、 東 銀 リ
ー ス 株 式 会 社 を 実 体 は 貴 社 の 下 請 け 業 者
と し て 使 用 し 両 社 の 業 務 を 進 め ら れ ま し
た 。

当 時 の 貴 社 小 野 真 路 氏 ら 担 当 者 達 は 、 貴 社



の特管者の立場を利用してT M Kを行き詰まらせ、当社がT M Kに50年リースした当社所有地を二束三文で事実上略奪しようとして、あらゆる詐欺的行為を企て、三井住友銀行・東銀リース・大和証券（実態は、直接関係なく、三井住友銀行不動産ファイナンス営業部の下請）・鹿島建設、その他、破産手続開始決定後は、破産管財人にも協力させましたが、略奪することに失敗しました。



2010年1月5日、T M Kは、国土交通省より本件建物の検査済証を取得しました。ところが、特管者の貴社は、同年1月15日、建物に瑕疵があると因縁をつけ、鹿島建設は発注者の資金繰りに問題があるとして、工事請負契約書による同年1月15日の引き渡しに違反して、建物をT M Kに引き渡しませんでした。

特管者の貴社は、T M Kとその親会社の間法人の利益を守る立場を放棄して、その後も、鹿島建設に引き渡しを要求しませんでした。工事請負契約書では、鹿島建設からT M Kへの引き渡し登記が完了した時より2か月後の月末に工事請負代金残高



約 4 0 億 円 を 支 払 う こ と に な っ て い ま す 。
鹿 島 建 設 が 引 き 渡 し 拒 否 の 理 由 と し た 資
金 繰 り の 心 配 は 引 き 渡 し 拒 否 の 理 由 に は
な り ま せ ン 。 1 月 1 5 日 に 引 き 渡 し て い れ
ば 、 契 約 で は 3 月 3 1 日 が 約 4 0 億 円 の 支
払 日 で あ り 、 も し 特 管 者 の 三 菱 地 所 が 言 っ
た こ と が 真 実 な ら 、 建 物 は い っ た ん 当 社 が
T M K よ り 約 4 0 億 円 で 買 い 取 っ た 可 能
性 が あ り ま し た が 、 貴 社 は 誠 実 な 解 決 方 法
を と り ま せ ン で し た 。



鹿 島 建 設 は 、 自 社 が T M K に 契 約 違 反 を 犯
し て 引 き 渡 さ な い た め に 工 事 代 金 が 回 収
で き な い の を 棚 に 上 げ て 、 T M K が 工 事 代
金 を 払 わ な い と 称 し て 、 当 社 所 有 地 と T M
K 所 有 の 建 物 を 完 全 に 柵 囲 い し て (別 途 写
真 郵 送) 、 商 事 留 置 権 な ど と 称 し て 当 社 を
一 切 敷 地 の 中 に 入 れ ま せ ン で し た 。 こ の 不
法 行 為 は 、 2 0 1 0 年 よ り 2 0 1 8 年 9 月
ま で 続 き ま し た 。

T M K の 特 管 者 で あ る 貴 社 は 、 こ の 鹿 島 建
設 の 不 法 行 為 を 支 持 し て い た こ と を 鹿 島
建 設 は 当 社 あ て 書 面 で 認 め て い ま す 。

ま た 、 当 然 親 会 社 も 、 鹿 島 建 設 の 引 き 渡 し



拒否により（当社所有地を貴社ダミーと当社は信じるラサール不動産投資顧問株式会社に売却した時まで）工事請負契約書に定められた違約金一日200万円と金利を含めて（未払金約40億円を差し引き9年間で約100億円強）鹿島建設より徴収して、貴社と当社の基金を返金し、残る多額の残余金は、基金供出比率で配分すべき責任が貴社にあります。



貴社は、破産手続き終了後も子会社を清算せず放置し、また約10年間親会社を解散もせず（別途郵送の謄本ご参照）、子会社の破産後も現在まで約10年以上も正確に登記事項を更新し存続させる理由も聞く必要があります。本件親会社は、TMKを設立・経営する目的だけで設立された会社です。このため、貴社担当者との面談を求めます。貴社は本件の経過を当社に誠実に説明する義務があります。

また今までのように当社を無視されるのであれば、貴社と下請けの東銀リースに対し適切な処置を取らざるを得ず、または世論に訴え、社会の常識を聞くこととなります。

本件について、2020年6月20日までに貴社担当責任者との面談場所と日時をお知らせください。現在当社の郵便物受取住所は、〒572-0085、寝屋川市香里新町28-30-2701です。

尚、別便で、上記親会社と放置されている子会社の謄本他資料をお送りします。

敬 具

2020年6月4日

大 洋 リ ア ル エ ス テ ー ト 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 堀 内 正 雄

〒 5 4 1 - 0 0 6 1
大 阪 市 中 央 区 北 浜 3 - 1 - 2 2

C C : (郵 送)

鹿 島 建 設 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 押 味 至 一 様

東 銀 リ ー ス 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 中 野 昌 治 様

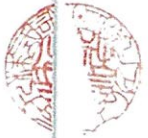
大 和 証 券 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 中 田 誠 司 様

2.6.4
12-18

株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行

代 表 取 締 役 頭 取 高 島 誠 様



この郵便物は令和 2. 年 6. 月 4 日
第 50005 号書留内容証明郵便物として
差し出したことを証明します。 日本郵便株式会社

大塚郵便局
2.6.4
12-18

郵便認証
2.6.4

2.6.4
12-18

簡易書留

2021年3月1日

東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビル
三菱地所株式会社
代表執行役 執行役社長
吉田 淳一 様

(登記上の本社) 大阪府中央区北浜3-1-22
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄



会社整理・解散の要求書

前略 昨年6月4日大阪淀屋橋郵便局第50005号書留内容証明郵便物として「会社整理・解散の要求書」を貴社宛てに送付いたしました。

その後半年以上経過しますが、何のご回答もありません。来る2021年3月10日迄に回答してください。添付謄本のように、現在も、貴社が故意に破産させた御堂筋共同ビル開発特定目的会社は放置されており、その親会社も整理されていません。当社宛郵便は、〒572-0085、寝屋川市香里新町28-30-2701にお送りください。

上記期日迄に誠意ある回答がなければ、当社の要求が不当なものか？正当なものか、当社ホームページで、広く一般の方々のご意見を伺いたく思います。

草々

書留・特定記録 郵便物等受領証

ご依頼主の住所氏名

(登記上水産)
〒541-0061
大阪市中央区北浜3-1-22
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄

1 お届け先のお名前

〒100-8133
東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビル
三菱地所株式会社
代表取締役 執行役社長
吉田 淳一 様

お問い合わせ番号

42812895020

摘要
簡易書留

備考

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年 3月 1日 13:56
担当：木村 有里
受領No. 210301A3230 端N02箱02
連絡先：寝屋川香里郵便局
TEL:072-831-0050

※この受領証は損害賠償の請求を
するときその他の場合に必要です
から大切に保存してください。

【配達状況照会】

フリーコール：0120-232886

<http://www.post.japanpost.jp>

【解散要求中の会社の謄本】



2021/11/01 15:50 現在の情報です。

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
御堂筋共同ビル開発一般社団法人

会社法人等番号	0100-05-011671	
名 称	御堂筋共同ビル開発有限責任中間法人	
	御堂筋共同ビル開発一般社団法人	平成21年 4月28日変更 平成21年 5月 1日登記
主たる事務所	東京都中央区日本橋本町一丁目9番13号	
	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	平成27年11月24日移転 平成27年11月24日登記
法人の公告方法	主たる事務所の掲示場に掲示して行う。	
法人成立の年月日	平成19年5月18日	
目的等	目的 当法人は、不動産の流動化取引の発展を社員共通の目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1. 不動産の取得、保有及び処分 2. 不動産の賃貸及び管理 3. 不動産信託受益権の取得、保有及び処分 4. 前各号に掲げる事業をその目的とする会社の株式、出資持分、特定出資等の取得、保有及び処分 5. その他前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業	
役員に関する事項	東京都西東京市ひばりが丘一丁目3番8-303号 代表理事 見 上 正 美	平成28年 3月29日重任 平成28年 4月 4日登記
	東京都西東京市ひばりが丘北一丁目5番12号 ルミエール302号 代表理事 見 上 正 美	平成28年 3月30日住所移転 平成28年 4月 4日登記
		平成30年 1月19日退任 平成30年 1月19日登記
	神奈川県座間市東原四丁目24番3号 代表理事 金 安 晃 裕	平成30年 1月19日就任 平成30年 1月19日登記
	神奈川県座間市東原四丁目24番3号 代表理事 金 安 晃 裕	平成31年 4月25日重任 平成31年 4月25日登記
		令和 1年 8月30日退任 令和 1年 9月 3日登記
	東京都国立市東一丁目15番地の13ナイスアーバン国立大学通り703 代表理事 菊 池 省 吾	令和 1年 8月30日就任 令和 1年 9月 3日登記
	東京都国立市東一丁目15番地の13ナイスアーバン国立大学通り703 代表理事 菊 池 省 吾	令和 3年 4月23日重任 令和 3年 4月23日登記
	理事 見 上 正 美	平成28年 3月29日重任 平成28年 4月 4日登記
		平成30年 1月19日辞任 平成30年 1月19日登記

	理事	金 安 晃 裕	平成30年	1月19日	就任		
			平成30年	1月19日	登記		
			理事	金 安 晃 裕	平成31年	4月25日	重任
					平成31年	4月25日	登記
					令和 1年	8月30日	辞任
					令和 1年	9月 3日	登記
	理事	菊 池 省 吾	令和 1年	8月30日	就任		
			令和 1年	9月 3日	登記		
			理事	菊 池 省 吾	令和 3年	4月23日	重任
					令和 3年	4月23日	登記
	監事	萱 谷 英 伸	平成29年	8月 1日	就任		
			平成29年	8月 1日	登記		
			令和 1年	8月30日	辞任		
			令和 1年	9月 3日	登記		
	監事	高 橋 浩 子	令和 1年	8月30日	就任		
			令和 1年	9月 3日	登記		
令和 3年			3月 4日	辞任			
令和 3年			3月 9日	登記			
監事	大 塚 尊 恒	令和 3年	3月 4日	就任			
		令和 3年	3月 9日	登記			
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成18年法律第50号第23条第7項の規定により平成20年12月 2日登記					
登記記録に関する事項	設立	平成19年 5月18日登記					

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。